

教育資金の一括贈与の非課税とは？

Q 両親や祖父母から子や孫に対して教育資金を贈与（支援）の非課税について教えてください。

A 贈与税は、1年間（1月1日～12月31日）に原則として財産をもらった人（贈与を受けた人）がもらった財産の合計額が110万円を超える場合、もらった人に課税されます。

▶ 教育資金（その都度贈与）などの非課税 … 子や孫、ひ孫に対して必要なとき必要な金額を贈与

扶養義務者相互間で生活費
または教育費など、通常必要と認められるもの



① 必要なとき、必要な金額
② 入学金、授業料などの教育資金は
祖父母などが直接支払い



贈与税非課税

※ 1. 扶養義務者とは配偶者、直系血族、兄弟姉妹等をいいます。

2. たとえば、大学進学費を祖父母が4年分先渡しするのは贈与税の対象となります。

▶ 教育資金（一括贈与）の非課税 … 子や孫、ひ孫に対しての一括贈与（金融機関等に預入）

教育資金にあてるための金銭を一括して、信託銀行・銀行・証券会社等に信託をした場合には、子・孫・ひ孫一人当たり1,500万円を限度（そのうち塾などの学校以外には500万円限度）に贈与税が非課税となります。（金融機関等が税務署に手続きを行います）

なお、この信託は基本的には受贈者が30歳になるまで金融機関等で管理してもらう必要があります。

[教育資金の一括贈与のポイント]

税制	内容
贈与者（贈り手）	両親・祖父母・曾祖父母などの直系尊属
受贈者（もらい手）	30歳未満の子・孫・ひ孫など（養子を含む）※ 前年所得金額1,000万円以下
使い道（教育資金）	① 学校等の教育費 ② 塾や習い事等の学校以外の教育費
非課税となる金額	受贈者1人 1,500万円まで（1,500万円の枠の中で学校以外500万円まで）
教育資金口座 金融機関等の預入	孫などを受益者として信託会社、証券会社、銀行等に信託・預入等
期間	平成25年4月1日～令和5年3月31日までに預入
教育資金の残高	孫などが30歳に達したとき残っている場合は、贈与税の対象（例外あり）

※ 1. 原則として贈与者が亡くなくても残っている預金は贈与税も相続税も課税されません。

2. 1人の孫が祖父から1,000万円、祖母から700万円取得した場合は、1,500万円を超えた部分の200万円が孫の贈与税の対象となります。

3. 受贈者（孫など）は外国国籍であっても、日本に住所を有しない場合でも適用があります。

4. 贈与者が死亡した場合

(1) 平成31年4月1日以後に抛出した信託は死亡前3年間に贈与した金額のうちの管理残高は相続財産に加算。

(2) 令和3年4月1日以後に抛出した信託は死亡の日までの年数にかかわらず、贈与した金額のうちの管理残高は相続財産に加算。そして子以外は2割加算の対象。

ただし、(1)(2)ともに受贈者が23歳未満又は学校等の在学等の場合は除外されます。

(ワンポイントアドバイス) 教育資金(一括贈与)は1,500万円まで贈与税は無税!

※ 令和4年4月現在の税制に基づいています。今後税制改正があった場合内容が変わります。